

令和 7 年 第 4 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月23日（水）午後1時30分から午後2時14分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	10番	松島 明
委員	15番	野村春男

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第4号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩野目裕
副参事	森久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事 島田佳汰
	主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和7年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号10番 松島明委員、議席番号15番 野村春男委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和7年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 中島福一委員、議席番号9番 小林秀男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条

第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年4月23日提出 佐野市農業委員会会長。

3条824番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条825番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.8km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は240日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条826番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5.0km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕運機3台、ねぎ管理機3台、動力噴霧器1台、草刈り機4台を所有しております。主な経営作物は、ねぎとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきま

しては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条827番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5.0km、所要時間は10分です。農地の利用状況等につきましては、826番と受人が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(澁江 修身委員 挙手)

澁江委員どうぞ。

14番
澁江委員

3条の824番についてですが、10a当たり〇〇円で、申請地辺りで、こんなに値打ちがあるのですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

申請としましては、ご報告したとおり〇〇円ということでございまして、金額につきましては両方で決めていただくということで、特段、事務局からはお話ししておりません。

議長

この件につきまして、どなたか参考意見等はありませんか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員お願いします。

8番
中島委員

現地調査をしましたが、この辺りというのは市街化区域であり、宅地になっているところが多いのです。そのため、近々宅地化するというつもりはないようですが、ゆくゆくは宅地化できるということも考慮しての金

額になっているものと思われます。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第 1 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第 2 号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和 7 年 4 月 2 3 日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 2 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第 2 号 5 条 1 1 5 6 番から 5 条 1 1 5 9 番について、調査班お願いします。

調査班

5 条 1 1 5 6 番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第 1 種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2 番から 1 2 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5 条 1 1 5 7 番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討

状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1158番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1159番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号の1157番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1157番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更についてを議題といたします。

事務局に、議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第３号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和７年４月２３日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第３号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第３号 軽微な変更３９番について調査班お願いします。

調査班

軽微な変更３９番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、農用地ということで、許可の基準は原則不許可です。１の検討状況ですが、転用目的が自己の耕作のための農業用通路であることから、農地の自己転用の制限の例外に該当するものと判断しました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、変更後の見込みは有りと考えられます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第３号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第３号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第３号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第４号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題とい

たします。

事務局に議案第４号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第４号 農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和７年４月２３日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第４号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係 地域計画区域内の３６番及び３７番について、議席番号１２番 小久保勝委員が、議事参与の制限に該当します。

３６番及び３７番について審議します。

小久保勝委員の退室をお願いします。

(小久保委員 退室１４：０９)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係 地域計画区域内の３６番及び３７番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係 地域計画区域内の３６番及び３７番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

小久保勝委員の入室をお願いします。

(小久保委員 入室１４：１０)

次に、利用権設定関係 地域計画区域内の８９番について、議席番号８

番 中島福一委員が、議事参与の制限に該当します。

８９番について審議します。

中島福一委員の退室をお願いします。

(中島委員 退室 １４：１０)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係 地域計画区域内の８９番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係 地域計画区域内の８９番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

中島福一委員の入室をお願いします。

(中島委員 入室 １４：１１)

次に、利用権設定関係 地域計画区域内の９３番について、議席番号１番 新井勉委員が、議事参与の制限に該当します。

９３番について審議します。

新井勉 委員の退室をお願いします。

(新井委員 退室 １４：１１)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係 地域計画区域内の９３番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係 地域計画区域内の 9 3 番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

新井勉委員の入室をお願いします。

(新井委員 入室 1 4 : 1 2)

次に、利用権設定関係 地域計画区域外及び地域計画区域内の 3 6 番、3 7 番、8 9 番、9 3 番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係 地域計画区域外及び地域計画区域内の 3 6 番、3 7 番、8 9 番、9 3 番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第 4 号 利用権設定関係 地域計画区域外及び地域計画区域内の 3 6 番、3 7 番、8 9 番、9 3 番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和 7 年第 4 回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 1 4 分閉会